

公用車運行管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 19 年 12 月 21 日

岩手県知事 達 増 拓 也

公用車運行管理規程の一部を改正する訓令

公用車運行管理規程（昭和 44 年岩手県訓令第 22 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(使用)</p> <p>第14条 公用車を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、公用車使用承認(運転命令)請求票(様式第1号)により、あらかじめ運行管理者の承認を得なければならない。ただし、天災その他やむを得ない事情により、あらかじめ承認を得ることができないときは、事後速やかに承認を得なければならない。</p> <p>2 運行管理者は、公用車の使用を承認したときは、公用車運転命令票(様式第2号)により、運転者に運転命令をしなければならない。この場合において、運転の技能又は経験の程度、運行用務と職務との関連その他の事情を勘案して運転をさせることが適当でないと認められる職員に対しては、運転命令をしてはならない。</p> <p>3・4 [略]</p>	<p>(使用)</p> <p>第14条 公用車を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、公用車使用承認(運転命令)請求票(様式第1号)により、<u>(電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって知事が定めるものをいう。次項において同じ。))を使用する場合にあつては、別に定める方法により)</u>、あらかじめ運行管理者の承認を得なければならない。ただし、天災その他やむを得ない事情により、あらかじめ承認を得ることができないときは、事後速やかに承認を得なければならない。</p> <p>2 運行管理者は、公用車の使用を承認したときは、公用車運転命令票(様式第2号)により、<u>(電磁的方法を使用する場合にあつては、別に定める方法により)</u>、運転者に運転命令をしなければならない。この場合において、運転の技能又は経験の程度、運行用務と職務との関連その他の事情を勘案して運転をさせることが適当でないと認められる職員に対しては、運転命令をしてはならない。</p> <p>3・4 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。